

生物多様性条約と「2010年目標」等について

1. 生物多様性条約の概要

[名称] 生物の多様性に関する条約

(Convention on Biological Diversity)

[経緯] 1992・5 採択 / 1992・6 国連環境開発会議 (UNCED) で署名

1993・5 日本が条約を締結

1993・12 条約発効

[締約国数] 190ヶ国 [米は未締結]

[条約の3つの目的]

生物の多様性の保全

生物多様性の構成要素の持続可能な利用

遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

[国家戦略]

条約第6条に基づき、締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家戦略を作成する。

2. 「2010年目標」等

(1) 概要

「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標。生物多様性条約第6回締約国会議 (COP6、2002年オランダ・ハーグ) で採択。

(2) 地球規模生物多様性概況 (GB02) 公表 (COP8、2006年3月)

2010年目標の進捗状況を評価するため、条約事務局がまとめたもの。15の指標を用いて評価がなされ、そのうち生態系の規模の推移や種の個体数の推移など12の指標で悪化傾向にあるとされるなど、生物多様性の損失が進行していると報告。(別紙1)

(3) ミレニアム生態系評価

国連事務総長の主唱により2001～2005年にかけて実施。「生態系に関する大規模な総合的評価」としては世界初の取組み。(別紙2)

3. 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) の日本招致

平成19年1月16日の閣議において、2010年(平成22年)に開催が予定されている生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) 等を本邦(愛知県名古屋市)において開催すべく立候補することを閣議了解した。2010年は「2010年目標」の目標年であるとともに、国連において国際生物多様性年とされている。COP10は、国際的な生物多様性保全の取組における大きな節目の会議となることが予想される。

地球規模生物多様性概況第2版 (Global Biodiversity Outlook 2: GBO2) の概要

- ・ GBO 2 では、CBD事務局が2010年目標の進捗状況を評価するための15の指標により生物多様性の状況を評価。COP 8 において報告、公表された
- ・ 12の指標で悪化傾向であるなど、生物多様性の損失が進行
- ・ また、この15の指標以外にも以下のような生態系等の悪化状況を明示
 - 2000年以降、毎年600万 h a の原生林が喪失
 - 1970年から2000年の間、内水面の生息種、海洋及び陸域の生息種の個体数(average species abundance)は、それぞれ50%、30%減少
 - 地球規模での資源に対する需要は、地球が資源を再生産する能力を約20%超過

(* GBO : 生物多様性条約事務局が条約の実施状況を把握するために作成。2001年に第 1 版(GBO)を公表)

表 GBO2による生物多様性の状況に関する評価結果

<分野:フォーカルエリア>	評価結果
GBO2で評価を行った指標	
<多様性の構成要素の状況と傾向>	
特定の生物群系、生態系及び生息地の規模の推移	悪化
特定の種の個体数及び分布の推移	悪化
保護地域の指定範囲	改善
絶滅のおそれのある種の指定の変更	悪化
主な家畜、栽培種及び養殖魚の遺伝的多様性の推移	悪化
<持続可能な利用>	
持続可能な森林、農地生態系等の面積	悪化
生態系フットプリント()及び関連する概念	悪化
<生物多様性への脅威>	
窒素の集積	悪化
外来生物の傾向	悪化
<生態系の健全性と生態系による財、サービスの提供など>	
海洋食物連鎖指数	悪化
生態系の連続性と分断性	悪化
水域生態系の水質	悪化 / 改善
<伝統的知識、革新、慣行などの状況>	
固有の言語の多様性の状況と言葉話す人の数	悪化
<利益へのアクセス及び配分の状況>	
開発中	不明
<資源の移転の状況>	
条約の支援のために提供されたODAの額	悪化

生態系フットプリント: 人々の資源消費量のために必要となる地表の面積により生態系への負荷を示したもの

ミレニアム生態系評価の概要 (Millennium Ecosystem Assessment; MA)

- ・「生態系に関する大規模な総合的評価」としては世界で初めての取組み
- ・2001年6月、アナン国連事務総長が正式な作業開始を発表
- ・95カ国から1,360人の専門家が参加(2001年から2005年まで実施)
- ・生態系の変化が人間の生活の豊かさ(human well-being)にどのような影響を及ぼすのかを示し、生態系に関連する国際条約、各国政府、NGO、一般市民等に対し、政策・意志決定に役立つ総合的な情報を提供するとともに、生態系サービスの価値の考慮、保護区設定の強化、横断的取組や普及広報の充実、損なわれた生態系の回復などを提言

人為による生態系の変化

- ・過去40年間で、河川や湖沼からの取水量が倍増
- ・1945年以降に、18世紀と19世紀を合わせたよりも多くの土地が耕作地に転換され、地表面の約1/4が耕作地化
- ・1980年頃以降、35%のマングローブが失われ、世界のサンゴ礁の20%が破壊され、さらに20%が極めて質が悪化、もしくは破壊
- ・人間活動により、すべての自然のプロセスを加えたよりも多量の生物学的に利用可能な窒素を生産
- ・窒素の海への流入量は1860年の2倍
- ・海産魚類資源の少なくとも1/4は漁獲過多

生物多様性の喪失

人類により引き起こされた絶滅速度は、自然状態の約100～1,000倍。
次の世紀までに、鳥類の12%、ほ乳類の25%、両生類の少なくとも32%が絶滅。

生態系サービスの変化を評価

生態系サービス「提供」「調節」「文化」「基盤」の24項目のこれまでの状況を評価。
24項目のうち、4項目のみ(穀物、家畜、水産養殖、気候調節)向上。15項目(漁獲、木質燃料、遺伝資源、淡水、災害制御など)が低下。

4つのシナリオの提示

経済成長、人口変化、生態系管理、国家間協調の要素ごとに異なるケースを組み合わせた4つのシナリオ
それぞれのシナリオについて、人間生活の豊かさの増減と生物多様性の喪失の程度を予測
順応的な生態系管理の重要性を示唆

< 主な提言 >
 意志決定を行う場合に、市場価格として評価されない生態系サービスの価値も考慮すべきこと、生態系サービスを保護するような土地管理を行っている土地所有者に報奨金を支払うこと。
 関係部局間あるいは国際機関等の意志決定を統合することにより生態系の保護を政策の焦点とすること、新たな海域での保護区域を設定すること、既存の保護区域を支援すること。
 教育、及び持続的な方法により生産された製品に関する証明システムを構築し、個人の行動に影響を及ぼすこと。
 生態系への悪影響の少ない技術への投資などにより、環境に優しい技術を開発し利用すること。